

国民の保護に関する基本指針について

平成17年3月15日(火)

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付
参事官 大庭誠司

武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け

武力攻撃事態対処法

平成15年6月成立

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

- 手続
 - ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
 - ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
 - ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。
- 定める事項
 - ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
 - ③対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

国会

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜
取扱い法*

国際人道法違反
処罰法*

国民保護法*

特定公共施設
利用法*

・米軍行動関連措置法
・海上輸送規制法*
・自衛隊法の一部改正

自衛隊による活動

米軍の行動に
関する措置

*平成16年6月成立

避難に関する
措置

救援に関する
措置

被害最小化の
ための措置

国民保護法の基本的な構成

<総則>

- ・ 国、地方公共団体等の責務
- ・ 国民の協力
- ・ 配慮事項
 - ・ 国民に対する正確な情報の提供
 - ・ 基本的人権の尊重等
 - ・ 国民の権利利益の迅速な救済
 - ・ 指定公共機関の自主性の尊重等
- ・ 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・ 国民の保護のための措置の実施体制
- ・ 国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・ 国の基本指針
 - ・ 国及び地方公共団体の計画
 - ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・ 都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・ 訓練

<避難に関する措置>

- ・ 対策本部長による警報の発令
- ・ 対策本部長による避難措置の指示
- ・ 都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・ 都道府県の区域を越える住民の避難
- ・ 市町村等による避難住民の誘導

<救援に関する措置>

- ・ 対策本部長による救援の指示
- ・ 都道府県知事による避難住民等の救援の実施
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・ 収容施設等の確保、物資の収用等
- ・ 医療の確保
- ・ 安否情報の収集等

<武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 生活関連等施設の安全確保
- ・ 原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・ 危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・ 市町村長等の応急措置等(物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等)
- ・ 消防(広域支援等)
- ・ 保健衛生の確保(感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等)
- ・ 被災情報の収集等

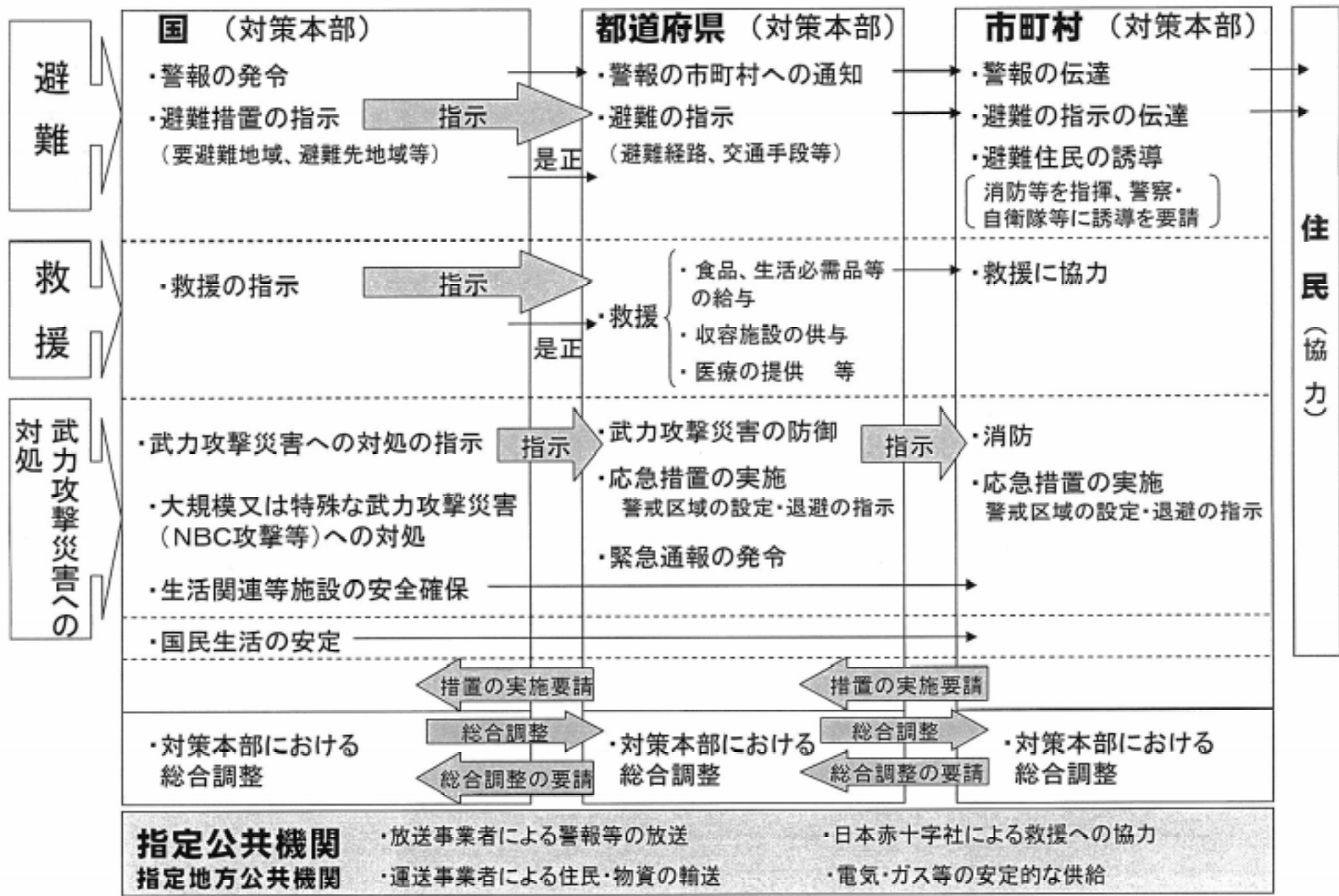
<国民生活の安定に関する措置>

- ・ 国民生活の安定(生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等)
- ・ 生活基盤の確保(電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等)
- ・ 施設及び設備の応急の復旧

<その他>

- ・ 復旧、備蓄その他の措置
- ・ 財政上の措置等(損失補償、損害補償、費用負担等)
- ・ 緊急対処事態に対処するための措置(責務、国民の協力、基本的人権の尊重等)
- ・ 雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

指定公共機関又は指定地方公共機関

指定公共機関は、国及び地方公共団体等と相互に協力し、その業務について必要な措置を実施(武力攻撃事態対処法第6条)

指定公共機関

指定公共機関は、自ら作成する業務計画に基づき、各法人の業務の範囲内で必要な措置を実施

国の定める基本指針に基づいて作成(内閣総理大臣に報告)

○実施する措置の内容を規定

- ・ 警報・避難の指示・武力攻撃災害緊急通報を内容とする放送
- ・ 医療その他の救援の協力並びに外国人の安否情報の収集及び提供
- ・ 電気・ガスの安定的な供給
- ・ 避難住民又は救援のための緊急物資の運送
- ・ 通信の優先的取扱い 等

○基本的に全国の見地から広域的に対処すべき措置を実施

○公共的機関及び公益的事業を営む法人の中から、政令で指定(各電力会社、電源開発、日本原子力発電等)

指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら作成する業務計画に基づき、各法人の業務の範囲内で必要な措置を実施

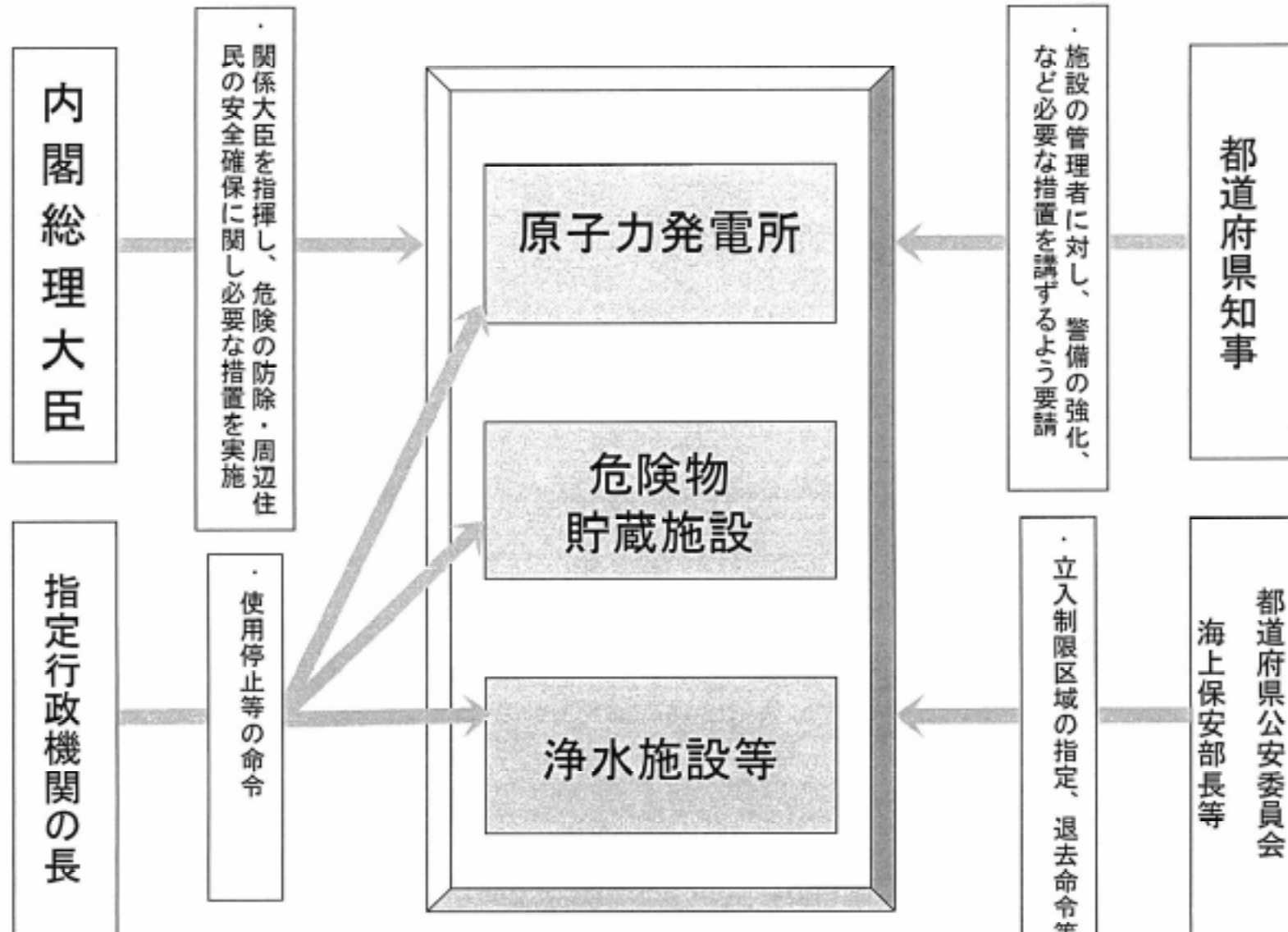
都道府県の計画に定める基準に基づいて作成(都道府県知事に報告)

○放送、医療、電気・ガス、輸送、通信、道路・河川等について規定

○基本的に都道府県の区域において対処すべき措置を実施

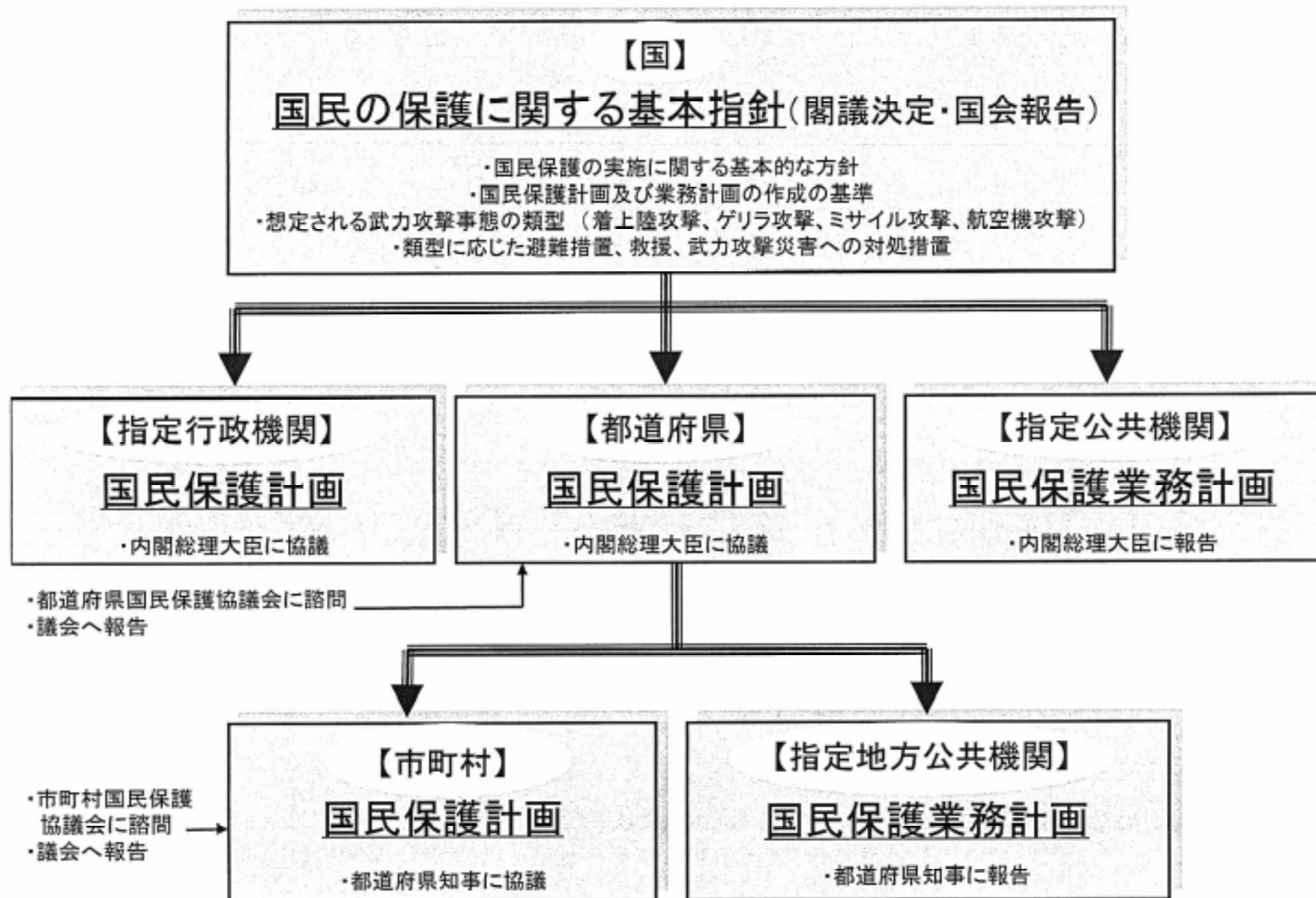
○当該都道府県の区域において公益的事業を営む法人、公共的施設の管理者及び地方独立行政法人の中から、都道府県知事が指定

生活関連等施設の安全確保



（その安全が確保されないと、国民生活に著しい支障や、周辺地域に著しい被害を及ぼすおそれのある施設）

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



基本指針(案)の基本的な構成

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施
- 8 安全の確保
- 9 対策本部長の総合調整等

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

- 1 着上陸侵攻の場合
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- 3 弾道ミサイル攻撃の場合
- 4 航空攻撃の場合

第2節 NBC攻撃の場合の対応

- 1 核兵器等
- 2 生物兵器
- 3 化学兵器

第3章 実施体制の確立

第1節 組織・体制の整備

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 1 武力攻撃事態等対策本部
- 2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
- 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
- 5 地方公共団体の活動体制
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

第5章 緊急対応事態への対応

第1節 緊急対応事態

- 1 攻撃対象施設等による分類
- 2 攻撃手段による分類

第2節 緊急対応事態対策本部等

- 1 緊急対応事態対策本部
- 2 緊急対応事態現地対策本部の設置

第3節 緊急対応保護措置の実施

- 1 緊急対応保護措置の実施に関する基本的事項
- 2 緊急対応事態における警報

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

- 1 警報
- 2 避難措置の指示
- 3 避難の指示
- 4 避難住民の誘導
- 5 避難施設

第2節 避難住民等の救援に関する措置

- 1 救援の指示等
- 2 救援の実施
- 3 救援の内容
- 4 その他の医療活動
- 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 6 安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対応に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対応
- 2 緊急通報の発令等
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 NBC攻撃による災害への対応
- 5 消火活動及び救助・救急活動
- 6 感染症等の指定等の特例
- 7 保健衛生に関する活動
- 8 廃棄物処理の特例
- 9 文化財保護の特例

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 1 情報の収集及び提供
- 2 通信の確保
- 3 運送の確保
- 4 交通の管理
- 5 民間からの救援物資等の受入れ
- 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

第5節 国民生活の安定に関する措置

- 1 国民生活の安定
- 2 生活基盤等の確保
- 3 応急の復旧

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練
- 2 備蓄

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

緊急対処事態に対処するための措置

緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態等で
国家として緊急に対処することが必要なもの

(原子力発電施設の破壊・炭疽菌等を用いたテロ・航空機による自爆テロ 等)

【武力攻撃事態対処法】

【国民保護法】

